

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地域気象観測システム(センターシステム)のハードウェア等の借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	地域気象観測システム(センターシステム)のハードウェア等は、気象庁が行う気象観測の結果を収集し、編集・品質管理の処理を行い、全国の気象官署や防災機関等へ配信を行うものであり、一般競争入札により平成19年度に整備したものである。 本システムは富士通株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと借用(リース)及び保守契約(現行の契約期間は平成26年3月1日～平成26年3月31日)を締結している。 次期システムは平成27年3月1日運用開始予定のため、引き続き現行契約と同様の契約内容により本システムを継続して使用するため、富士通株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと随意契約を締結するものである。		19,783,214			
		気象情報伝送処理システム・クライアントPC等の借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	西日本アデス・クライアントシステムは、一般競争入札により平成19年度に整備したものである。 西日本アデス・クライアントシステムは東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと借用(当初リース)及び保守契約(契約予定期間は平成20年3月5日～平成24年3月31日(国債)、平成24年4月1日～平成26年3月4日(単債)の計6年間)を締結しているが、期間満了した平成26年3月5日以降1年間再リースする必要がある。 平成26年度も引き続き本装置の使用を継続するため、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと随意契約を締結するものである。		36,304,685			
		気象情報伝送処理システムの借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3-4-1 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	本システムは、気象官署、庁内システム及び国内外の関係機関との気象資料の交換、予報・警報等の気象情報の発表・提供等を実施するシステムであり、一般競争入札により平成19年度に整備したものである。 本システムは富士通株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと借用(リース)及び保守契約(現行の契約期間は平成26年3月5日～平成26年3月31日)を締結している。 次期システムは平成27年3月3日運用開始予定のため、引き続き現行契約と同様の契約内容により本システムを継続して使用するため、富士通株式会社及び第三者賃貸方式により株式会社J E C Cと随意契約を締結するものである。		156,373,478			
		気候情報処理装置の賃貸借及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-1 キャンノンマーケティングジャパン株式会社 東京都港区港南2-16-6	気候情報処理装置は、気象庁気候データ同化システムで計算された気候解析データ及び解析に利用された各種観測データの収集及び蓄積を行うとともに、これらの解析データをもとにした部外提供データの作成処理、気象庁データ提供システムへのデータ転送処理及び長期再解析データを用いた日本の地域的な気候変化の把握等に必要とされる技術開発業務を行うことを目的として、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、キャンノンマーケティングジャパン株式会社及び第三者賃貸方式によりNTTファイナンス株式会社と賃貸借契約(当初の契約期間は平成21年12月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用は平成27年12月30日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継続するため、キャンノンマーケティングジャパン株式会社及び第三者賃貸方式によりNTTファイナンス株式会社と随意契約を締結するものである。		18,238,980			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		突風等短時間予測システム借用(リース)及び保守1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NTTファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-1 新日鉄住金ソリューションズ株式会 社 東京都中央区新川2-20-15	突風等短時間予測システムは、情報等を作成、提供するために関連するレーダー、雨量計、数値予報等のデータを高度に効率的かつ統合的に処理し、また、各種関連プロダクトの作成・配信等を行うことを目的として、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、新日鉄住金ソリューションズ株式会社及び第三者賃貸方式によりNTTファイナンス株式会社と賃貸借契約(当初の契約期間は平成22年3月2日～平成26年3月31日)を締結している(借用は平成28年3月1日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継続するため、新日鉄住金ソリューションズ株式会社及び第三者賃貸方式によりNTTファイナンス株式会社と随意契約を締結するものである。		37,331,280			
		気象情報伝送処理システム・ネットワーク機器の借用(リース)及び保守1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	シスコシステムズキャピタル株式会 社 東京都港区赤坂9-7-1 ソフトバンクテレコム株式会 社 東京都港区東新橋1-9-1	気象情報伝送処理システム・ネットワーク機器は、気象情報伝送処理システムとクライアントを接続するものであり、一般競争入札により平成19年度に整備したもので、第三者賃貸方式によりソフトバンクテレコム株式会社及びシスコシステムズキャピタル株式会社と借用(リース)及び保守契約を締結している。 西日本アデスの運用開始が平成27年3月3日であるため、引き続き現行契約と同様の契約内容により本機器の使用を継続する必要があり、上記2社と随意契約を締結するものである。		10,380,990			
		JMA-95型地上気象観測装置借用1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	シャープファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-3	JMA-95型地上気象観測装置(平成11～14年度整備分)は、地上気象観測官署に設置し、風向風速、気温、気圧、雨量、日照、日射等の気象データ観測を行い、これらのデータをデジタル信号に変換し、データ処理部に伝送、データの統計、表示、収録および通報を行うものであり、一般競争入札により平成11年度から平成14年度にかけて整備したものである。 本装置はシャープファイナンス株式会社と再リース契約(現行の契約期間は平成25年4月1日～平成26年3月31日)を締結している(リースは平成27年2月28日までを予定)。 今年度も平成27年2月28日までの間は引き続き本装置を使用する必要があることから、シャープファイナンス株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		2,860,693			
		地域気象観測システム(通信ネットワーク)の借用(リース)及び保守(平成20年度整備分)1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	地域気象観測システム(通信ネットワーク)は、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本システムはKDDI株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成20年10月1日～平成25年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成27年3月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、KDDI株式と会社会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		9,921,294			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地域気象観測システム(通信ネットワーク)の借用(リース)及び保守(平成21年度整備分) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	地域気象観測システム(通信ネットワーク)は、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムはKDDI株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成21年10月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成27年9月30日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、KDDI株式と会社会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		1,074,332			
		集成型GPS高層気象観測システムの借用 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2-15-3	集成型GPS高層気象観測システムは、一般競争入札により平成15年度に八丈島に整備したものである。 本システムは、NECキャピタルソリューション株式会社とリース契約(契約期間は平成25年6月1日～平成30年5月31日)を締結している。 引き続き平成30年5月31日までの間は、本システムを使用を継続するため、NECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		1,007,892			
		ケーブル式常時海底地震観測システム陸上部機器(データ処理部)の借用 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2-15-3 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	ケーブル式常時海底地震観測システム陸上部機器(データ処理部)は一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本システムは第三者賃貸借契約により日本電気株式会社及びNECキャピタルソリューション株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成21年4月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成26年7月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、日本電気株式及び第三者賃貸借契約によりNECキャピタルソリューション株式会社と随意契約を締結するものである。		6,228,600			
		火山監視・情報センターシステムのハードウェアの借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2-15-3 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	火山監視・情報センターシステムは、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムは、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成22年8月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は、東京は平成27年3月31日まで、大阪は平成28年7月31日までを予定)。 平成26年4月1日以降も引き続き本システムの使用を継続することから、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		53,499,168			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地震活動等総合監視システムハードウェアの借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2-15-3 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	地震活動等総合監視システムは、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本システムは、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成21年3月1日～平成25年3月31日)を締結している(借用及び保守は、東京は平成27年3月31日まで、大阪は平成27年2月28日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		123,987,420			
		地震活動等総合監視システム用統合情報表示装置の借用(リース)及び定期点検 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	統合情報表示装置は、EPOS等からの地震発生状況や障害発生状況など多種多様な情報を統合的に監視するために、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本装置は、株式会社NTTドコモと借用(リース)及び定期保守契約(現行 本庁は平成21年10月1日から平成25年3月31日まで、大阪は平成21年3月1日から平成25年3月31日まで)を締結している。(借用・定期保守は、東京は平成27年3月31日まで、大阪は平成27年2月28日までを予定。) 引き続き現行契約と同様の契約内容により本装置の使用を継続するため、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと会計法第29条の3第4項及び予令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		4,681,463			
		大気環境観測システムの借用(リース) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社関電L&A 大阪府大阪市西区新町1-3-12 株式会社環境総合テクノス 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	大気環境観測システムは、一般競争入札により平成19年度に大気環境観測所に整備したものである。 本システムは株式会社環境総合テクノス及び第三社賃貸方式により株式会社関電L&Aと借用(当初リース)契約(当初の契約期間は平成21年2月1日～平成25年3月31日、平成25年度の契約期間は平成25年4月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用は平成27年1月31日までを予定)。また、平成26年度の契約は、当初の借用及び保守契約と同様の契約内容により契約したものである。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、株式会社環境総合テクノス及び第三社賃貸方式により株式会社関電L&Aと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		8,296,170			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地域気象観測システム(通 信処理装置)の借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	三井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-3 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都港区港南1-9-1	地域気象観測システム(通信処理装置)は、通信ネットワークを用いて、観測所の観測装置とセンターシステムを中継(観測装置出力の形式変換を含む。)する装置である。 本装置は通年24時間連続運用している装置であり、平成25年3月31日の借用期間満了後に新たな装置を調達して地域気象観測業務を行うことは困難であることから、当該業務を安定的かつ継続的に実施するためには、製作者から引き続き借用(リース・保守)する必要がある。 また、本件は、運用中の機器の保守を行うことから機器全般について熟知している製作者以外の者が行った場合、機器の運用ひいては気象業務に支障が生じる恐れがある。 なお、履行開始から6年間の利用予定を前提としているため、引続き借用及び保守をするためには、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社及び製作者であるエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社以外にない。		29,878,178			
		河川データ交換システムの 借用(リース)及び保守 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	三井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-3 一般財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	本システムは、気象庁と各地方整備局との河川洪水予報関連のデータ交換を気象庁本庁と関東地方整備局、大阪管区気象台と近畿地方整備局間に集約して、水管理・国土保全局と気象庁が共同で実施している洪水予報を円滑かつ効率的に行うことを目的として、平成20年度に国庫債務負担行為により整備したものである。本システムは、通年24時間連続運用しているシステムであり、短期間で他機種に変更することは困難であるため平成26年度も引き続き同システムを借用する必要がある。 また、本システムは水管理・国土保全局との洪水予報業務の根幹を担うものであり、システムの障害が発生した場合は早急に復旧させる必要があることから、システムの長期的な安定稼働及び確実な情報伝達を維持するための保守体制を確保することが必要である。 本件は、運用を行っているシステムの保守を行うことから、システム全般について熟知している製作者以外の者が行った場合、システムの運用ひいては防災気象業務に支障が生じるおそれがある。 なお、履行開始から6年間の利用予定を前提としているため、国庫債務負担行為契約が満了後も引続き借用及び保守をするためには、特定業者である三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社及び製作者である一般財団法人日本気象協会以外にない。		9,682,815			
		洪水予報データ変換装置 の借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	三井住友トラスト・パナソニックファイ ナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-3 一般財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	洪水予報データ変換装置は、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムは一般財団法人日本気象協会及び第三者賃貸方式により三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社と借用(当初リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成22年3月26日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成28年3月25日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本装置の使用を継続するため、一般財団法人日本気象協会及び第三者賃貸方式により三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		9,351,972			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		海洋変動監視予測装置の 借用(リース)・保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	昭和リース株式会社 東京都文京区後楽園1-4-14 新日鉄住金ソリューションズ株式会 社 東京都中央区新川2-20-15	海洋変動監視予測装置は、一般競争入札により平成20年度に 整備したものである。 本システムは新日鉄住金ソリューションズ株式会社及び第三者 賃貸方式により昭和リース株式会社と借用(当初リース)及び保守 契約(当初の契約期間は平成20年12月1日～平成25年3月31 日)を締結している(借用及び保守は平成26年11月30日までを 予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本装置の使用を継続 するため、新日鉄住金ソリューションズ株式会社及び第三者賃貸 方式により昭和リース株式会社と会計法第29条の3第4項及び国 の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13 条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		10,108,800			
		全球大気汚染気象情報 データ処理装置の賃貸借 及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3 富士通エフ・アイ・ピー株式会社 東京都港区芝浦1-2-1	全球大気汚染気象情報データ処理装置は、気象庁数値解析予 報システムで計算された全球化学輸送モデル結果により、予測計 算と実況解析を行って大気汚染気象予測資料を作成し提供すること 及び実測値を用いて予測値の評価・検証等を行うことを目的とし て、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、富士通エフ・アイ・ピー株式会社及び第三者賃貸方式 により東京センチュリーリース株式会社と賃貸借契約(当初の契約 期間は平成21年10月1日～平成26年3月31日)を締結している (借用は平成27年9月30日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継 続するため、富士通エフ・アイ・ピー株式会社及び第三者賃貸方式 により東京センチュリーリース株式会社と随意契約を締結するもの である。		15,386,112			
		潮位バケット受信集約処理 装置の賃貸借及び保守 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3 東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	気象庁が管理する日本全国の潮位観測データをリアルタイムで 受信、処理し、津波、高潮等の監視や情報提供に必要なデータを 継続して気象情報伝送処理システムや地震活動等総合監視シス テムに提供するため、既に本庁に整備されている潮位データ総合 処理装置のバックアップシステムとして大阪管区気象台に地域冗 長となるシステムを構築することで、被災時においても確実に情報 提供ができ、安定性と信頼性を確保することを目的として、一般競 争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸 方式により東京センチュリーリース株式会社と賃貸借契約(当初の 契約期間は平成22年3月1日～平成26年3月31日)を締結して いる(借用は平成28年2月29日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継 続するため、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸 方式により東京センチュリーリース株式会社と随意契約を締結す るものである。		5,926,608			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		気象災害情報処理装置借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3 東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	気象災害情報処理装置は、気象災害発生時に気象庁が実施する現地調査を効率的に実施するためを目的として、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と賃貸借契約(当初の契約期間は平成22年1月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用は平成27年12月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継続するため、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と随意契約を締結するものである。		3,973,272			
		プロキシサーバの借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3 東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	プロキシサーバは、気象官署へ整備した予報作業用クライアントから国土交通省水管理・国土保全局の洪水予警報等作成システムに接続し洪水予報作業を行うため、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本サーバは、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と借用(リース)契約(当初の契約期間は平成22年4月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用は平成28年2月29日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継続するため、東京コンピュータサービス株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と随意契約を締結するものである。		1,019,952			
		JMA-04型有線ロボット気象計用電源装置借用(リース) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12	JMA-04型有線ロボット気象計用電源装置は、参加者の有無を確認する公募手続により平成20年度に整備したものである。 本システムは、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と借用(リース)契約(当初の契約期間は平成20年10月1日～平成25年3月31日)を締結している(借用は平成27年3月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		10,131,023			
		他機関観測データ収集・高度利用装置借用(リース)・保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12 株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	他機関観測データ収集・高度利用装置は、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムは株式会社日立製作所及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と借用及び保守契約(当初の契約期間は平成22年3月6日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成28年3月5日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本装置の使用を継続するため、株式会社日立製作所及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		6,684,276			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		予報作業用クライアントの 借用(リース)及び保守 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋2-15-12 株式会社日立システムズ 東京都港区三田3-13-12	予報作業用クライアントは、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムは株式会社日立システムズ及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と借用及び保守契約(当初の契約期間は平成22年3月1日～平成26年3月31日)を締結している(借用及び保守は平成28年2月29日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本装置の使用を継続するため、株式会社日立システムズ及び第三者賃貸方式により日立キャピタル株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		17,713,596			
		雨量情報変換装置の借用 (リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地 株式会社日本エレクトリック・インスル メント 東京都目黒区自由が丘1-22-3	雨量情報変換装置は、地域雨量観測所及び気象官署に設置し、有線ロボット雨量計又は無線ロボット雨量計(受信装置)からの観測結果の出力を基に、雨量情報(降水量に関する観測データ)として定型の形式に変換し、シリアル通信により即時的に気象庁業務や自治体等関係防災機関に提供することを目的として、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本装置は、日本エレクトリック・インスルメント株式会社及び第三者賃貸方式により富士通リース株式会社と賃貸借契約(当初の契約期間は平成20年12月1日～平成25年3月31日)を締結している(借用は平成27年3月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本サーバの使用を継続するため、日本エレクトリック・インスルメント株式会社及び第三者賃貸方式により富士通リース株式会社と随意契約を締結するものである。		12,463,437			
		予報作業支援システム サーバ等借用(リース)・保 守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3-3-23 沖電気工業株式会社 東京都港区芝浦4-10-16	予報作業支援システムサーバ等は、一般競争入札により平成21年度に整備したものである。 本システムは第三者賃貸方式により沖電気工業株式会社及び芙蓉総合リース株式会社と契約(当初の契約期間は平成22年3月1日～平成26年3月31日)を締結しているを締結している。(借用及び保守は平成28年2月29日までの予定。) 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、沖電気工業株式会社及び芙蓉総合リース株式会社と随意契約を締結するものである。		60,121,440			
		地震活動等総合監視シス テムの運用支援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	地震活動等総合監視システムは、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 運用支援は、本システムの整備に含め一般競争入札を行い、国庫債務により日本電気株式会社と契約(当初の契約期間は平成21年3月1日～平成25年3月31日)を締結している。地震活動等総合監視システムは平成27年度まで使用するため、昨年度に引き続き平成26年度も運用支援を継続する必要があり、日本電気株式会社と随意契約を締結するものである。		42,508,800			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		多機能型地震観測中枢局 装置保守(本庁ほか) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	多機能型地震観測中枢局装置は、一般競争入札により平成23年度に整備したものである。 本装置は、明星電気株式会社と保守契約(本庁装置の契約期間は平成24年1月1日～平成25年9月30日)を締結しているが、本装置の更新計画に基づき本庁装置を平成27年3月31日まで使用する必要がある。 多機能型地震観測中枢局装置は、地震等の観測データを収集配信する重要な装置であり、気象庁の仕様に基づき、開発・設計・製作されたものであるため、汎用性がない。 また、平成23年度の一般競争入札により調達を行うに際し、運用期間中の保守等の責任履行を前提としていることから、明星電気株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		1,443,312			
		地震波形データ収集・配信 装置保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	地震波形データ収集・配信装置は、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本装置は、明星電気株式会社と保守契約(契約期間は平成21年12月1日～平成26年3月31日)を締結しているが、本装置の更新計画に基づき本庁装置を平成27年3月31日まで使用する必要がある。 地震波形データ収集・配信装置は、地震・津波等の観測データを収集配信する重要な装置であり、気象庁の仕様に基づき、開発・設計・製作されたものであるため、汎用性がない。 また、平成20年度の一般競争入札により調達を行うに際し、運用期間中の保守等の責任履行を前提としていることから、明星電気株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		4,271,175			
		電子複合機の保守	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社リコー 東京都大田区中馬込1-3-6	本保守契約は、平成25年度にリース契約(平成25年10月1日～平成28年9月30日)と併せた一般競争入札により、株式会社リコーと締結したものである。 この複合機は、株式会社リコーが製造した製品であり、最も当該機種に対する専門的な知識を有し、かつ、遅滞なく保守サービスを提供することができる者は、日本全国に同社製造製品の保守サービスを展開している同社以外に存在しない。 また、平成25年度の一般競争入札によりリース契約を行うに際し、リース期間中の保守等の責任履行を前提としていることから、株式会社リコーと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		28,582,917			
		朝日新聞ほかの購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	本件は、平成26年度において、朝日新聞、読売新聞など全国紙を購入するものである。 本件で調達する新聞は再販売価格が維持されており、販売区域も限定されている。 丸の内新聞事業協同組合は、全国紙である朝日新聞他7誌全てを取り扱っており、かつ、気象庁を販売区域にもつ唯一の販売店であるため、丸の内新聞事業協同組合と随意契約を締結するものである。 なお、本件は公共調達の適正化(H18.8.25 財計2017号)の「競争性のない随意契約によらざるを得ない場合」の「二その他(二)再販売価格が維持されている及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入」に該当するため公募手続きは行わない。	1,726,344	1,726,344	100.00		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		料金後納郵便役務	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本郵便株式会社銀座郵便局 東京都中央区銀座8-20-26	平成19年10月、郵政民営化により日本郵便公社は、持ち株会社である日本郵便株式会社と4つの事業会社(郵便事業株式会社、株式会社ゆうちょ銀行、株式会社かんぽ生命保険、郵便局株式会社)に分社化された。 日本郵便株式会社は、「日本郵政公社の業務等承継に関する実施計画」により郵政民営化法(平成17年法律第97号)第163条第3項により内閣総理大臣及び総務大臣の許可を受け、郵便事業に関しては郵便事業株式会社が承継することとなった。(平成24年10月1日より郵便事業株式会社から日本郵便株式会社へ社名変更) このことにより、料金後納郵便の取扱いを行えるのは、日郵便株式会社だけである。		7,788,550			
		航空路火山灰情報提供装置保守及びソフトウェアサポート 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	一般財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	航空路火山灰情報提供装置(一般競争入札により平成17年度に整備)は、航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、火山灰の拡散の予測等を航空会社等国内外の関係機関に提供等を行うものである。 本件は、本装置の長期的な機能安定を図るために緊急保守(故障修理)等を行うものであり、本装置の運用に支障を生じさせないためには、本装置全般について熟知している本装置の製作者に行わせる必要がある。 このため、本装置を製作し、詳細な内容を把握している一般財団法人日本気象協会と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		10,260,000			
		津波判定装置保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	津波判定装置は、日本近海及び海外での地震発生時にリアルタイムで津波の判定処理を行い、津波警報・注意報の発表を行う装置であり、本装置は気象庁の仕様に基づき開発・設計・製作されたものである。 このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成・動作原理を熟知するとともに、本装置のハードウェア及び基本ソフトウェアの保守に必要な技術等を有する者に行わせる必要があることから、本装置の製作者である日本電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日本電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,425,600			
		地域地震情報センターデータ処理システムの保守及び運用支援等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	地域地震情報センターデータ処理システムは、気象庁の観測データのほか、気象庁に集約された大学等関係機関の観測データを合わせ、一元的に震源計算、メカニズム解析等の処理を行うことにより、より詳細な常時地震活動監視を行うシステムであり、一般競争入札により平成19年度に整備したものである。 本システムは、平成19年度の一般競争入札に際し、運用期間中の保守及び運用支援等を条件とし日本電気株式会社と契約を締結している。 引き続き現行契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、日本電気株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		41,040,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		ケーブル式常時海底地震 観測システム陸上部機器 (データ処理部)の保守 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	東海地震の監視体制の強化、予知精度の向上等を目的として平成20年度に整備したケーブル式常時海底地震観測システム陸上部機器(データ処理部)の長期的な機能安定を図るために行うものである。 本システムは、平成18年度の一般競争入札に際し、使用期間中の保守等を条件とし日本電気株式会社と保守契約を締結している。 引き続き現行契約と同様の契約内容により、本システムの使用を継続するため、NECネットエスアイ株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		1,711,476			
		人事事務システムのソフト ウェアサポート及び運用支 援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	人事事務システムは、株式会社TSSソフトウェアが開発したものである。 このためシステムの運用を行うには、技術的仕様等システム全般に精通した製作者者に行われる必要があることから、本システムを開発した株式会社TSSソフトウェアと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		3,456,000			
		会計事務システムのソフト ウェアサポート及び運用支 援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	会計事務システムは、株式会社TSSソフトウェアが開発したものである。 このためシステムの運用を行うには、技術的仕様等システム全般に精通した製作者者に行わせる必要があることから、本システムを開発した株式会社TSSソフトウェアと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		3,058,560			
		人事・給与関係業務情報 システムへの移行作業及 び運用支援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	当庁において本番稼働を予定している「人事・給与関係業務情報システム」(以下「人給システム」という。)は、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成16年2月27日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定 平成24年1月17日最終改定)に基づき、人事院及び総務省が開発・運用主体として集中的に管理運用され人事・給与(支払を含む)・共済・宿舍・税金などの業務にかかる諸機能を一体化した標準的なシステムとして全府省等に提供される。 本業務は、「人給システム」に対して「人事事務システム及び会計事務システム」(以下「既存システム」という。)に保有する電子情報資産を利用し「人給システム」へ移行するデータを効率的に作成、また、「人給システム」を導入後も「既存システム」の機能のうち「人給システム」に搭載されていない機能(人事評価・児童手当、給与支払情報の連携)については、「既存システム」に備わる機能を継続して利用するため「人給システム」と「既存システム」のデータを同期連携するシステムが不可欠となり、このシステム運用にかかる年間サポート保守の体制を確保しなければならない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構成、設計環境を熟知するとともに、本システムの移行作業及び運用支援に必要な技術を有する者に行わせる必要があることから、本システムの開発業者である株式会社TSSソフトウェアを特定法人等とし、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社TSSソフトウェアと随意契約を締結するものである。		9,828,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		気象データ交換システムの 借用(リース)及び運用支 援・保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京センチュリーリース株式会社 東京都千代田区神田練堀3 富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	気象データ交換システムは、気象庁の情報通信基盤の効率化及び高度化、庁内外ユーザーの利便性の向上を図るため、インターネットを介した気象庁と外国気象機関及び研究機関等との気象データ交換を最新の情報通信技術を活用した高速かつ大容量なネットワーク接続で行うとともに、気象庁内の各システム間のデータ交換を行うシステムであり、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本システムは、富士通株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と借用(リース)及び運用支援・保守契約(現行の契約期間は平成26年3月3日～平成26年3月31日)を締結している。 次期システムは平成28年3月3日運用開始予定のため、引き続き現行契約と同様の内容により本システムの使用を継続するため、富士通株式会社及び第三者賃貸方式により東京センチュリーリース株式会社と随意契約を締結するものである。		96,473,592			
		気象情報伝送処理システ ム・航空クライアントPC保 守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	気象情報伝送処理システム・航空クライアントPCは航空気象官署において、予報解析作業、電報の作成及び発信等を行うため、一般競争により平成19年度に整備したものである。 本装置は、平成19年度の一般競争入札に際し、使用期間中の保守等を条件とし、株式会社トーコン・フィールドサービスと保守契約を締結している。 引き続き、現行契約と同様の契約内容により、本装置の使用を継続するため、株式会社トーコン・フィールドサービスと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		14,210,709			
		気象情報伝送処理システ ム基本業務サーバ機能強 化ソフトウェア等保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	気象情報伝送処理システムは、気象官署、庁内システム及び国内外の関係機関との気象資料の交換、予報・警報等の気象情報の発表・提供等を行うものであり、気象庁の基盤的な情報通信処理システムである。 平成20年度に、気象ドップラーレーダー・データの5分間隔提供及び航空気象資料の充実に伴い、本システムの基本業務サーバの機能強化等を図るため、ソフトウェアの追加整備及びハードウェアの増設を行っている。 追加整備したソフトウェア等は、気象情報伝送処理システムの中に構成されているため、本システムと一体的に保守を行う必要がある。 本システムは、一般競争入札により、平成17年度に東日本、平成19年度に西日本に整備したものであり、入札に際し、リース期間中の保守を条件とし、富士通株式会社と契約を締結している。 また、本保守は、本システムの保守契約の内容を基に平成21年度に契約を行い、毎年度、同様の契約内容により契約を行ってきたものである。 引き続き平成24年度の契約と同様の契約内容により保守を行うため、富士通株式会社と随意契約を締結するものである。		22,986,558			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		気象情報配信サービスの提供 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	気象情報配信サービスは、気象庁の防災気象情報提供システム等のシステムから気象庁の主たるシステムとの接続を持たない航空運航関連のユーザー、船舶ユーザー及び市町村等の防災担当者等に対し各種気象情報・資料をインターネットを利用してメール配信、Web提供を行うサービスである(一般競争入札により平成17年度に構築)。 随時更新される各種気象情報・資料の24時間365日連続した配信・提供を支障なくかつ経済的に行うためには、本サービスを設計・構築した業者によるサービスを引き続き利用する必要がある。 このため、本サービスを設計・構築した業者であるソフトバンクテレコム株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		29,107,749			
		気象庁光ファイバネットワーク基盤運用支援及び保守作業 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	気象庁光ファイバネットワーク基盤の長期的な機能安定を図るために行うものである。日本電気株式会社は、気象庁光ファイバネットワーク基盤の調達を平成14年度に一般競争入札にて落札し、独自の技術により本装置を製作した唯一の業者であり、製作者以外の者が実施した場合、本装置の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 本システムは、平成14年度の一般競争入札に際し、使用期間中の保守等を条件とし、日本電気株式会社と運用支援及び保守契約を締結している。 引き続き現行契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、日本電気株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		8,910,000			
		空港用気象実況画像取得装置保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	空港用気象実況画像取得装置の長期的な機能安定を図るために行うものである。 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、空港用気象実況画像取得装置の調達を平成19年度に一般競争入札にて落札し、独自の技術により本装置を製作した唯一の業者であり、製作者以外の者が実施した場合、本装置の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 平成19年度の一般競争入札により製造契約を行うに際し、使用期間中の保守等の責任履行を前提としていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモと随意契約を締結するものである。		1,244,880			
		空港用気象実況画像取得装置保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	空港用気象実況画像取得装置の長期的な機能安定を図るために行うものである。 株式会社東芝は、空港用気象実況画像取得装置の調達を平成16年度及び平成19、20年度に一般競争入札にて落札し、独自の技術により本装置を製作した唯一の業者であり、製作者以外の者が実施した場合、本装置の使用に著しい支障が生じる恐れがある。 平成16年度及び平成19、20、21年度の一般競争入札により製造契約を行うに際し、使用期間中の保守等の責任履行を前提としていることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社東芝と随意契約を締結するものである。		3,580,400			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		大気環境観測システム点 検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社環境総合テクノス東京支 店 東京都千代田区神田東松町14	大気環境観測システム(以下「本装置」という。)は、大気中における温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素)及び関連するガス(一酸化炭素、地上オゾン、フロン等)の濃度並びに大気混濁度を高精度で連続的に自動観測する気象庁の環境気象業務の重要な装置であり、障害があってはならない。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・開発・製作されたものであるため、汎用性がない。 このため、本作業を適切かつ確実に実施できるのは、本装置の構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している必要があることから、本装置の製作者である株式会社環境総合テクノスを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		32,778,000			
		遠地津波観測装置(南鳥 島)の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	株式会社ソニック 東京都西多摩郡瑞穂町箱根崎東松 原19-6	本装置は、海中に設置した圧力センサーにより潮位の変動を計測する潮位検出部と、同検出部から出力されたアナログ信号をデジタル信号に変換し、潮位資料入力装置及び気象衛星通報装置へ伝送する潮位計変換器から構成されている。 本装置は、遠地津波の監視・観測に用いていることから、本装置の機能を保全し、観測精度を維持することが重要である。 このため、本作業を適切かつ確実に実施できるのは、本装置の構造、動作及びプログラム等の詳細を熟知している必要があることから、本装置の製作者である株式会社ソニックを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		2,079,000			
		地域気象観測システム(セ ンターシステム)の業務ソフ トウェア等の保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	本ソフトウェア等は、24時間365日連続運用する重要なシステムであり、障害があってはならない。一方、本ソフトウェア等は気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本ソフトウェア等の内容やプログラム構造等を熟知するとともに、保守作業に必要な技術等を有する者に行わせる必要があることから、本ソフトウェア等の設計及び製作を行い、内容やプログラム構造を熟知している富士通株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、富士通株式会社と随意契約を締結するものである。	23,933,448	23,933,448	100.00		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		空港気象ドップラーレー ダー観測処理装置の業務 ソフトウェアの保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	本装置は、24時間365日連続運用する重要なシステムであり、 障害があってはならない。一方、本装置は気象庁の仕様に基づき 開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。このた め、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成・ 動作原理を熟知するとともに、保守作業に必要な技術等を有する 者に行わせる必要があることから、本装置の設計及び製作を行 い、構成・動作原理を熟知している日本無線株式会社を特定法人 等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、日本無線株 式会社と随意契約を締結するものである。		21,600,000			
		空港気象ドップラーレー ダー観測処理装置のハー ドウェアの保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	空港気象ドップラーレーダー観測処理装置は、空港気象ドッ プラーレーダー及び空港気象ドップラーライダーの観測データを収 集・処理及び各種プロダクトの作成を行い、気象庁の各種情報通 信システム等へ配信するために、一般競争入札により平成20年 度に整備したものである。 本装置は、平成20年度の一般競争入札に際し、使用期間中の 保守等を条件とし、日本無線株式会社と保守契約を締結してい る。 引き続き、現行契約と同様の契約内容により、本装置の使用を 継続するため、日本無線株式会社と会計法第29条の3第4項及 び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締 結するものである。		3,899,880			
		気象レーダー観測処理シ ステム増設ノード等保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	気象レーダー観測処理システムは、全国20カ所の気象レーダ ーの信号処理・制御監視処理、レーダーデータの収集・合成及びプ ロダクトの伝送処理を行うため、一般競争入札により平成17年 度に整備したものである。 また、平成19年度及び平成21年度には、メソサイクロン検出部 等を本システムに追加した。 増設ノード等の長期的な安定稼働及び確実なデータ配信を維持 するには、当該増設ノード等を整備した業者に保守を行わせる必 要があることから、日本無線株式会社と会計法第29条の3第4項 及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により随意契約を 締結するものである。		3,240,000			
		ブイ式海底津波計データ のイリジウム衛星通信サー ビス 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	東邦マーカントイル株式会社 東京都練馬区大泉学園町8-31- 11	ブイ式海底津波計のデータ通信に使用しているイリジウム衛星通 信サービスについては、ブイ式海底津波計の製造業者である米国の サイエンス・アプリケーションズ・インターナショナル社(以下、 SAIC社)が、平成26年3月まで津波計の通信サービスを運営する インマルサット社に通信料を支払い、平成26年4月以降は、気象庁 が米国SAIC社の日本総代理店である東邦マーカントイル(株)を通じ て通信料を支払うこととなっている。 したがって、SAIC社の日本総代理店である東邦マーカントイル株 式会社と会計法第29条の3の第4項及び予算決算及び会計令第 102条の4第3号により随意契約を締結するものである。	1,018,472	1,018,472	100.00		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地域気象観測システム(通 信処理装置)の業務ソフト ウェアの保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都港区港南1-9-1	地域気象観測システム(通信処理装置)業務ソフトウェアは、全 国約1,300ヶ所の地域気象観測所及び気象官署並びに特別地域 気象観測所からの気象観測データを10秒又は10分毎にセンター システムへ伝送するため、一般競争入札により平成19年度に整 備したものである。 本ソフトウェアは、平成20年度に機能拡張の契約を締結する際 に、使用期間中の保守を条件とし、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式 会社と保守契約を締結している。 引き続き、現行契約と同様の契約内容により本ソフトウェアの保 守をする必要があることから、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会 社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の 4第3号により随意契約を締結するものである。		1,782,000			
		静止地球環境観測衛星 (ひまわり8号及び9号)の 製造等業務請負 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/01	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	本件は、平成21年度に一般競争入札により一括で契約した 「静止地球環境観測衛星(ひまわり8号及び9号)の製造等業務」 の後続する3年間の契約で、衛星の製造、衛星の射場整備及び 追跡管制業務を行うものである。衛星の製造等業務の事業期間 は8年間であるが、財政法の規定により国庫債務負担行為の上限 が5年であることから、契約期間を「前5年」と「後3年」に分けてい る。 「後3年」の製造等業務請負契約は、「前5年」の契約と不可分な 関係にあり、ひまわり8号及び9号を製造した技術が必要であり、 他の者に履行させることは不可能である。 引き続き平成26年度から28年度までの追加業務を継続して行 うため、三菱電機株式会社と会計法第29条の3第4項及びの物 品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1 項第2号により随意契約を締結するものである。		4,409,842,500			
		空港気象ドップラーレー ダー観測処理装置設定及 び接続試験 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/23	日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	空港気象ドップラーレーダー観測処理装置は、空港気象ドッ プラーレーダー及び空港気象ドップラーライダーの観測データの収 集、処理及び各種プロダクトの作成を行い、気象庁の各種情報通 信システム等へ配信する装置である。本装置は、気象庁の仕様 に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器間の接続イ ンターフェースの詳細や伝送処理等の機能全般に関する詳細な 知識を有する者に行わせる必要があることから、本装置を設計・ 製作し、機器等の詳細な内容を把握している日本無線株式会社を 特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行っ た。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、日本無線株式会社と随意契約を締結するものであ る。		7,344,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		福岡空港の空港気象ドップ ラーレーダー本体部改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/23	株式会社東芝 東京都港区芝浦1-1-1	福岡空港の空港気象ドップラーレーダーは、飛行場周辺及び航空路周辺における降水域の降水と気流を観測し、得られたデータから降水分布、風速分布及び低層ウィンドシアアを自動的に解析し、その結果を航空気象業務及び航空管制業務に利用するための装置である。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成する機器の内部構造、信号の流れ、処理内容、機器間インターフェースなどの詳細な知識を有する者に行わせる必要があることから、本装置の設計及び製作し、機器等の詳細な内容を把握している株式会社東芝を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社東芝と随意契約を締結するものである。		10,800,000			
		気象庁本庁舎で使用する 電気 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/23	東京電力株式会社東京支店 東京都中央区銀座3-3-18	平成26年3月に気象庁本庁舎で使用する電気の入札を実施したが、不調となった。 また、再度入札公告を行うにあたり、応札者の有無について一般電気事業者及び特定規模電気事業者に調査を行ったが、応札者がいなかった。 このため、電気の安定的な供給を受けるために、電気事業法第18条の2により一般電気事業者である東京電力株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号により随意契約を締結するものである。	156,580,588	156,580,588	100.00		
		気象レーダー装置点検・調 整等(福岡レーダーほか) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/25	日本無線株式会社 東京都杉並区荻窪4-30-16	気象レーダー装置は、気象エコーの強さの空間分布と、その時間変化を連続的に探知することを目的とした現業用のレーダー装置である。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器の内部構造、信号の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な知識を有する者に行わせる必要があることから、福岡レーダーほか15箇所の気象レーダー装置等の設計・製作し、機器等の詳細な内容を把握している日本無線株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日本無線株式会社と随意契約を締結するものである。		21,600,000			
		気象レーダー装置点検・調 整等(東京レーダーほか) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/25	三菱電機株式会社東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	気象レーダー装置は、気象エコーの強さの空間分布と、その時間変化を連続的に探知することを目的とした現業用のレーダー装置である。本装置は、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器の内部構造、信号の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な知識を有する者に行わせる必要があることから、東京レーダーほか3箇所の気象レーダー装置等の設計・製作し、機器等の詳細な内容を把握している三菱電機株式会社が保守業務について事務代行を委託している三菱電機株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、三菱電機株式会社と随意契約を締結するものである。		5,508,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		局地的気象監視システム (仙台観測局他)の点検整 備 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/25	西菱電機株式会社東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	局地的気象監視システムは、日本全国33ヶ所に配置したウィンドプロファイラ観測局とこれを制御・監視する中央監視局で構成され、観測点上空の風向・風速を観測し、気象現象の監視を行うものである。本システムは、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構成機器の各内部構造、信号処理、機器間インターフェースの詳細、ソフトウェア構造などシステム全体についての詳細な理解と専門知識及びフィルタ交換等に関わる専門技術が必要不可欠であることから、本システムの製作者である三菱電機株式会社が保守業務について事務代行を委託している西菱電機株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、西菱電機株式会社と随意契約を締結するものである。		1,434,240			
		地域気象観測システム(セ ンターシステム)の機能追 加 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/28	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	地域気象観測システム(センターシステム)は気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの全般について熟知し、本作業に必要な技術等を有する者に行わせる必要があることから本システムの製作者である富士通株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、富士通株式会社と契約を締結するものである。		36,612,000			
		観測所通信機器等の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/04/28	KDDI株式会社 東京都千代田区大手町1-8-1	地域気象観測システム(通信ネットワーク)は気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。当該製品の販売においては、本ネットワークへ接続するための設定及び本ネットワークの設定にあたっては機器間インターフェースの詳細やネットワーク構成など詳細な情報と専門知識が必要不可欠であるので、本システムの製作者であるKDDI株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、KDDI株式会社と契約を締結するものである。	25,200,288	24,267,600	96.30		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		スーパーコンピュータシ ステムの設定変更等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/05/07	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	現スーパーコンピュータシステム(以下、本システムという。)は、 数値解析・予報の処理を行うスーパーコンピュータ並びに関連す る業務処理サーバ、ネットワーク機器等で構成される計算機シス テムであり、「スーパーコンピュータシステム導入手続き」に基づい て国際競争入札に整備し、平成24年度に運用を開始したもので ある。 本件は本システムと平成26年10月に運用を開始する静止気象 衛星画像作成システムとの間で通信を行うために、必要な設定変 更等を本システムに対して行うものである。 本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機 能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本シ ステムの整備業者である株式会社日立製作所を特定法人等とし て特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、株式会社日立製作所と随意契約を締結するもので ある。		8,792,280			
		地震活動等総合監視シス テムにおけるフォーマット 変換等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/05/23	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	EPOSは地殻活動、緊急地震速報等に係わる多種多様なデー タをリアルタイムで処理し、24時間365日総合的に監視及び情報 発表を行う重要システムである。 このため本業務を適切かつ確実に履行するためには、当該シス テムの運用、性能、及び機能仕様を十分に理解し、地震火山関連 業務処理ソフトウェアの処理を妨げることなく、制作するソフトウ ェアの登録調整、フォーマット変換等を適切に行うことができる日本 電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する 公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、日本電気株式会社と随意契約を締結するもので ある。		9,612,000			
		ブイ式海底津波計(海底津 波観測部)の回収、設置及 び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/05/23	応用地質株式会社 茨城県つくば市御幸が丘43	ブイ式海底津波計は、東北地方太平洋沖の地震の震源域で発 生する余震やアウトライズ(海溝軸外側)の地震による巨大津 波の早期検知のため、当該海域に整備したものである。 ブイ式海底津波計は、米国SAIC社の製品を応用地質株式会 社が気象庁の仕様内容に合うよう調整したものであるため、本業務 を適切かつ確実に履行するためには、システムの構成等詳細を熟 知した者に行わせる必要があることから、応用地質(株)を特定法 人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、応用地質(株)と随意契約を締結するものである。		300,240,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		軽油の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/06/05	リーフエナジー株式会社 東京都港区三田3-4-10	当庁が調達する発電用燃料(軽油)の数量は550kLであるが、現在備船の用途があるのは小型の船舶のみであり、この船舶の場合には複数回の輸送を行う必要があるとともに、当該船舶も確実に備船できるか不明である。 このため、防衛省の燃料調達に使用する油槽船のスペースを活用して輸送することが効率的、かつ、確実であるが、当該船舶は防衛省の契約相手方である石油会社の自家油槽船であり、他者から購入した油は搭載できないことから、当庁において調達する軽油についても当該石油会社から調達する必要がある。 このように、南鳥島気象観測所において使用する発電用燃料(軽油)の調達を効率的、かつ、確実に行うためには、リーフエナジー(株)から調達する必要があるため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第1号によりリーフエナジー(株)と随意契約を行うものである。	90,182,400	90,182,400	100.00		
		南極用地上気象観測装置 の機能改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/06/10	横河電子機器株式会社 神奈川県秦野市首屋500	南極用地上気象観測装置は、気象庁の仕様に基づき、開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置を改修するためには、機器間インターフェースの詳細、プログラム構造など装置全体についての詳細な情報と専門知識が必要不可欠であるため、本装置の製作者である横河電子機器株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、横河電子機器株式会社と契約を締結するものである。		22,464,000			
		気象庁電話交換業務 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/06/11	株式会社トーカンオリエン 東京都板橋区赤塚6-36-8	気象庁電話交換業務は、当庁の大代表に着信する外線電話を庁内担当部署へ取次ぐとともに外線への発信受付及び取次ぎ等を行うもので、防災官庁として非常に重要で、一時的りとみかけない業務である。 本件は、平成26年4月1日付けで株式会社ダブリュファイブ・スタッフサービスと契約締結し、業務は履行されてきた。ところが同社は、電話交換手(派遣社員)の4月分給与の支払いを遅延していたことから、電話交換手より6月10日までに全額支給されない場合には、翌11日以降の業務は行わない旨の通告を受けた。 このため、同社に対して繰り返し給与支払いの事実確認を行ったところ、6月10日15時現在で期日までの支払いは困難であるとの回答を得た。また、代替要員を確保する等の措置も取られないことから、6月11日以降の業務履行が担保されないと判断し、6月11日以降の業務について同社との契約を解除した。 これにより、6月11日以降の電話交換業務継続の体制を緊急に確保する必要があるが、一般競争入札に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、前年度に当庁の電話交換業務を請け負い、本件を早急に実施できる業者である株式会社トーカンオリエンと随意契約を締結するものである。		7,490,700			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		雷監視システム成田検知 局等の修理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/06/19	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	雷監視システムは、全国30か所の空港に設置している検知局とシステム運用室、本庁観測現業室及び東京航空地方気象台予報課に設置している中央処理局で雷位置標定等のデータを作成するとともに、庁内(ADESS及び航空気象情報提供システム)及び航空会社へ配信するシステムである。配信された情報は、航空機の安全運行や空港における地上作業の安全確保に有効に利用されている。 梅雨入り後、各地で不安定な天候が続き、積乱雲等の発達により局地的に雷が発生するなどの状況となっていることから、航空機の安全運行や空港における地上作業の安全確保のため、現在障害が発生している成田及び高知検知局を緊急に修理する必要がある。 本システムは、気象庁の仕様に基づき、日本電気株式会社が設計及び製作したものであり、汎用性がないことから、日本電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行う必要があるが、同手続に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、本システムの設計及び製作した日本電気株式会社から業務移管され、本業務を早急に実施できる業者であるNECネットエスアイ株式会社と随意契約を締結するものである。		2,991,600			
		一酸化炭素・一酸化二窒 素校正装置点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/06/06	株式会社環境総合テクノス東京支店 東京都千代田区神田東松下町14	一酸化炭素・一酸化二窒素校正装置は、観測基準として観測時に使用される一酸化炭素・一酸化二窒素標準ガスの濃度を自動的に高精度で測定し、校正する装置であり、平成18年度に一般競争により整備したものである。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作並びにデータ処理に係るソフトウェア等の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作業者である株式会社環境総合テクノスを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、株式会社環境総合テクノスと随意契約を締結するものである。		1,188,000			
		全炭酸・アルカリ度分析装 置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/04	日本アンス株式会社 東京都府中市片町3-26-12	全炭酸・アルカリ度分析装置は、平成21年度に一般競争入札により日本アンス株式会社が設計・開発、製造した装置である。 本件は、当該装置の長期的な機能安定を図り、観測精度を維持するために行うものである。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作並びにデータ処理に係るソフトウェア等の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作業者である日本アンス株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、日本アンス株式会社と随意契約を締結するものである。		1,302,480			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		二酸化炭素観測装置の点 検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/04	日本アンス株式会社 東京都府中市片町3-26-12	二酸化炭素観測装置は、平成21年度に一般競争入札により日本アンス株式会社が発注・開発、製造した装置である。 本件は、当該装置の長期的な機能安定を図り、観測精度を維持するために行うものである。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作並びにデータ処理に係るソフトウェア等の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作者である日本アンス株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、日本アンス株式会社と随意契約を締結するものである。		1,410,480			
		人事事務システムの改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/10	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	人事事務システムは、人事・給与等事務を適正に処理するとともに、より一層の効率化を図るために導入されたシステムである。 本件は、既に運用を行っているシステムに対して、現在の業務に支障を与えないように、また個人情報を取り扱う権限等の複雑な設定について改修を行うものであり、本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの設計・製作者である株式会社TSSソフトウェアを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により株式会社TSSソフトウェアと随意契約を締結するものである。		12,906,000			
		西アデス整備等に伴う国内 基盤通信網ネットワーク 機器設定変更 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/11	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	気象情報伝送処理システム・ネットワーク機器は、気象庁独自のネットワークである国内基盤通信網を介して気象情報伝送処理システムとクライアントを接続し、防災情報や気象情報の伝送を行うもので、平成19年度にソフトバンクテレコム株式会社が受注したものである。 本件は平成26年度に予定されている気象情報伝送処理システム(西日本)の更新に関連して西日本官署(一部除く)及び日本海洋センターのネットワーク機器の設定変更を行うものである。 本件を適切かつ確実に履行するためには、本ネットワーク機器について、構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの整備業者であるソフトバンクテレコム株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、ソフトバンクテレコム株式会社と随意契約を締結するものである。		2,494,940			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		二酸化硫黄測定器の点 検・調整	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/17	アイリックス株式会社 東京都江東区青海2-4-10	二酸化硫黄測定器は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用 する火山監視のための重要な機器である。 このため本機器の性能、機能及び仕様を理解し、本業務を実施す るための作業手順書に示す項目について、個々の要件を満足す るような点検及び調整を行い、所要の性能を発揮させる技術を有 する者に行わせる必要があることから、本機器の製作者である アイリックス株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確 認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、アイリックス株式会社と随意契約を締結するもの である。		1,121,040			
		平成26年度気象観測業務 の最適化へ向けたプロジェ クトマネジメント支援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/17	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3	気象観測業務の最適化へ向けたプロジェクトマネジメント支援 は、諸外国の航空気象観測業務の動向を把握・分析し、民間委託 化や自動化について我が国での有効性を確認し、実現することを 目的に平成23年度から調査を行なっているものであり、航空業界 に広く精通し動向を把握・理解するとともに、諸外国の航空関係者 と人的ネットワークを有している必要がある。 本件は、過去3年間に渡り当庁発注の諸外国調査を実施し、ま た、航空気象分野にも精通し、過去に多くの航空関連調査を経験 して十分な知識と人的ネットワークを有している株式会社三菱総 合研究所を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公 募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、株式会社三菱総合研究所と随意契約を締結するも のである。		26,946,000			
		啓風丸・凌風丸総合海上 気象観測装置のソフトウェ ア改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/25	光進電気工業株式会社 東京都目黒区自由が丘1-20-19	総合海上気象観測装置(以下、本装置という)の構成品である データ処理収集装置・データ入出力装置及び船橋データ入出力装 置(以下データ端末)の更新に伴い、ソフトウェアを新OS (Windows7)に対応するよう改修を行うものである。本装置は多数 の観測装置から構成される複雑な装置であることから、本装置の 構成及び動作並びにデータ処理に係るソフトウェア等について詳 細を把握している業者以外の者から調達を行った場合、本装置の 運用に著しい支障が生じる恐れがある。本装置は、装置全般につ いての専門知識が必要であることから、本装置の製作者である 光進電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確 認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったた め、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条 の4第3号の規定に基づき、光進電気工業株式会社と随意契約を 締結するものである。		7,398,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		ケーブル式常時海底地震 観測システム陸上部機器 (データ処理部)の借用(再 リース) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/07/29	NECキャピタルソリューション株式会 社 東京都港区港南2-15-3 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	ケーブル式常時海底地震観測システム陸上部機器(データ処理部) は、御前崎特別地域観測所の中継局舎に設置され、緊急地震速 報等の各種処理を行うとともにEPOS等からの地震発生状況や障 害発生状況など多種多様な情報を統合的に監視するために、平 成21年度に整備したものである。 本機器は、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNEC キャピタルソリューション株式会社と賃貸借契約(当初の契約期間 は平成21年4月1日～平成26年3月31日)を締結している(継続 して平成26年7月31日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本機器の使用を継続 するため、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNEC キャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項及び 予決令第102条の4第3号により随意契約を締結するものであ る。	1,281,312	1,281,312	100.00		
		雷監視システム南大東検 知局の取付調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/08/11	古野電気株式会社 兵庫県西宮市西宮浜2-20	雷監視システムは、全国30箇所の空港に設置している検知局と 航空気象観測整備運用室、システム運用室及び東京航空地方気 象台予報課に設置している中央処理局で雷位置標定等のデータ を作成するとともに、庁内(ADESS及び航空気象情報提供システ ム)及び航空会社へ配信するシステムである。本システムは、気 象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎 用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器の内部構 造、信号の流れ、処理内容、中央処理局との通信インターフェース 等の詳細な知識が必要であることから、検知局の製作者である 古野電気株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認 する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、古野電気株式会社と随意契約を締結するものであ る。		1,846,800			
		水素ガス供給設備(釧路 他)の点検整備 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/08/26	日立造船株式会社東京本社 東京都品川区南大井6-26-3	水素ガス供給設備は、水素発生装置、水素貯槽、及び現場制御 装置等多数の機器により構成されており、それら機器には特殊な 精密部品や駆動部品が多用されており、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成機器の各内 部構造、信号処理、機器間インターフェースの詳細及びソフトウェ ア構造等の設備全体についての詳細な知識と専門知識が必要で あることから、本設備の製作者である日立造船株式会社を特定 法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、日立造船株式会社と随意契約を締結するものであ る。		12,744,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		スーパーコンピュータシステムのネットワーク設定変更 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/08/26	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	現スーパーコンピュータシステム(以下、本システムという。)は、数値解析・予報の処理を行うスーパーコンピュータ並びに関連する業務処理サーバ、ネットワーク機器等で構成される計算機システムであり、「スーパーコンピュータシステム導入手続き」に基づいて国際競争入札により整備し、平成24年度に運用を開始したものである。 本件は本システムと平成26年12月に運用を開始する海洋情報処理装置との間で通信を行うために、必要な設定変更を本システムに対して行うものである。 本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの整備業者である株式会社日立製作所を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社日立製作所と随意契約を締結するものである。		2,160,000			
		植物色素測定装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/08/29	日本海洋株式会社 東京都千代田区神田須田町2-2-4	植物色素測定装置は、海洋観測船に搭載し、船底からポンプで海水を汲み上げ、海水中の植物プランクトンに含まれる植物色素を測定するためのものである。 本件は、定期的に植物色素測定装置のセンサー及びデータ処理部等の点検調整を行い、観測装置の長期的な機能安定を図り、観測精度を維持するために行うものである。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作者である日本海洋株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、日本海洋株式会社と随意契約を締結するものである。		1,510,920			
		風速計用検定設備(風洞)の点検・調整(気象測器検定試験センター) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/05	川崎重工業株式会社 兵庫県神戸市中央区東川崎町3-1-1	風速計用検定設備(風洞)(以下「本設備」という。)は、風速計の検定・検査を行うための設備であり、気象測器検定試験センターに設置してある。 本設備は、川崎重工業株式会社が設計、製作及び取付調整したものであり、構造・機能及び制御プログラムは製作会社独自の設計によるものである。 このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本設備の仕様や規格等の知識を有する者に行わせる必要があることから、本設備を製作した川崎重工業株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、川崎重工業株式会社と随意契約を締結するものである。		3,456,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		集合型GPS高層気象観測システム(八丈島他)の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/09	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	集合型GPS高層気象観測システムは、空中線部、受信部、カートリッジインターフェイス部、気球操作部、システム制御部、データ処理部等多数の機器により構成されており、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成機器の各内部構造、信号処理、機器間インターフェースの詳細及びソフトウェア構造等のシステム全体についての詳細な知識と専門知識が必要であることから、本設備の製作者である明星電気株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		6,156,000			
		光波データ収集装置の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/10	ジオサーフ株式会社 東京都港区南麻布2-11-10	光波観測・監視システムを整備するには、1)口永良部島での測距儀設置、2)本庁からの測距遠隔操作およびデータ保存、3)職員対応によるVOISへのデータ伝送が必要である。 当該案件は、2)に対応する装置を購入するもので、現地に設置する気象庁所有の測距儀(Leica社製)に対応していること、短期間で納めることが必須である。 ジオサーフ株式会社はLeica社の代理店として、測距儀及びソフトウェアを取り扱い、且つユーザが後処理可能な形式で取り出すことの出来るソフトウェアを自社開発している。また、当該案件に必要な遠隔操作、自動データ伝送、保存、時系列表示などの機能を有した「光波データ収集装置」を販売しているため、ジオサーフ株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行う必要があるが、同手続に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該案件が必要機能をすべてパッケージ化した「光波データ収集装置」を、カスタマイズや設定等を行わずに、短期間で納めることができるジオサーフ株式会社と随意契約を締結するものである。	2,073,600	2,073,600	100.00		
		船用気象電報自動送信装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/11	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	船用気象電報自動送信装置は、海洋気象観測船に搭載し、海上気象観測、高層気象観測、海洋観測により得られた観測データを運輸多目的衛星経由で気象庁に通報するための装置である。 本件は、本装置の長期的な機能安定を図り観測精度を維持するために点検調整を行うものである。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作者である明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,782,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		船用高層気象観測装置の 点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/11	三興通商株式会社 東京都港区浜松町2-7-1	船用高層気象観測装置(以下、本装置という)は、海洋気象観測船「凌風丸」において、GPSソングを用いて高層大気の気圧、気温、湿度及び風向・風速の観測を行うものである。 本装置は、GPSソング飛揚させる気球の自動放球装置、ソング信号及びGPS信号の受信装置などを組み合わせた特殊なシステムであり、複雑な構造のハードウェアとそれらを操作するためのソフトウェアからなる。 本装置の点検調整では、自動放球装置と受診演算処理装置を合わせたシステム全体の総合調整により正常動作を確認する必要があり、本装置を構成する各部についてその基本仕様や性能のみでなく過去の故障や点検調整の際の詳細な情報を蓄積して、それらをもとに適切な対処を行う必要がある。さらに本装置は、観測室、船橋、甲板の塔上という特殊な場所に分散して設置されていることから、船上における作業を安全かつ速やかに行う必要がある。 本装置は、構成及び動作並びにソフトウェア等について詳細を熟知している業者以外の者から調達を行った場合、本装置の運用に著しい支障が生じる恐れがある。本装置は、装置全般について専門知識が必要であることから、本装置の製作者である三興通商株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、三興通商株式会社と随意契約を締結するものである。		1,155,600			
		雷監視システム中央処理 局の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/17	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	雷監視システムは、全国30か所の空港に設置している検知局とシステム運用室、本庁観測現業室及び東京航空地方気象台予報課に設置している中央処理局で雷位置標定等のデータを作成するとともに、庁内(ADESS及び航空気象情報提供システム)及び航空会社へ配信するシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器のファイル構成、通信の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な知識が必要であることから、本設備の製作者である日本電気株式会社から業務移管されたNECネットエスアイ株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、NECネットエスアイ株式会社と随意契約を締結するものである。		1,296,000			
		地震活動等総合監視シス テム用セキュリティ監視 サーバ再構築等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/18	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	地震活動等総合監視システムは、部外機関等とオンライン接続し24時間365日連続で稼働している。また当該システムは、緊急地震速報、津波警報等を迅速かつ的確に発表を行う重要なシステムである。 このため、当該システムの運用を妨げることなくセキュリティ監視サーバ機能の再構築を行うには、地震火山関連業務処理ソフトウェアの動作確認等を適切に行うことができる、本機器の製作者である日本電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日本電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,188,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		入退館管理システム等の 設定変更 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/26	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	入退館管理システム等は、「政府関係者等への攻撃等に対する 危機管理体制について」(平成20年12月4日 副大臣協議申し合 わせ)により、全国家公務員のICカード身分証の発行及び、一定 規模の庁舎における入退館ゲートの設置が決められ、気象庁本 庁舎・札幌管区気象台・仙台管区気象台の3庁舎に平成21年度 末に整備したシステムである。 本件は、既に運用を行っているシステムに対して、現在の業務に 支障を与えないように設定変更を行うものであり、本件を適切かつ 確実に履行するためには、本システムの構造、機能、仕様等に精 通している者に行わせる必要があることから、本システムの設計・ 製作者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を特 定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行っ た。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号によりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と随意 契約を締結するものである。		2,052,000			
		東京国際空港の空港気象 ドップラーレーダー警報領 域設定及び空港気象ドッ プラーライダー接続試験 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/26	三菱電機株式会社東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	空港気象ドップラーレーダーは、飛行場周辺及び航空路周辺に おける降水域の降水と気流を観測するとともに、空港気象ドッ プラーライダーから観測データを受信し、得られたデータから降水分 布、風速分布及び低層ウィンドシアアを自動的に解析し、その結 果を航空気象業務及び航空管制業務に利用するための装置であ り、気象庁の仕様に基づき開発、製作されたものであるため、汎用 性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の全般につ いて熟知している必要があることから、本装置の製作者である 三菱電機株式会社の事務手続きの代行を行っている三菱電機株 式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手 続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、三菱電機株式会社と随意契約を締結するものであ る。		3,348,000			
		火山遠望観測装置及び火 山映像収録伝送装置等の 点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/09/30	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	火山遠望観測装置及び火山映像収録伝送装置等は、火山活動 を常時監視し火山災害の防止、軽減に資することを使命とする24 時間稼働の装置であるため、本業務は、本装置を停止することな く行う必要がある。 このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置 の構成・動作原理を熟知するとともに、本装置の点検調整に必要 な技術等を有する者に行わせる必要があることから、本装置の製 作者である株式会社NTTドコモを特定法人等として特定し、参 加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、株式会社NTTドコモと随意契約を締結するものであ る。		3,672,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		突風等短時間予測システムの設定変更 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/01	新日鉄住金ソリューションズ株式会 社 東京都中央区新川2-20-15	突風等短時間予測システムは、レーダー・雨量計・数値予報等のデータを高度に効率的かつ統合的に処理し、突風等短時間予測情報等の各種関連プロダクトを作成し提供するため、平成21年度に一般競争入札により整備したものである。 本件は気象情報伝送処理システム(以下、西日本アデスという。)が更新されることに伴い、西日本アデスと接続し、安定かつ遅延のない通信を行うために突風等短時間予測システムの設定変更を行うものである。 本件を適切かつ確実に履行するためには、突風等短時間予測システムの構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、突風等短時間予測システムの整備業者である新日鉄住金ソリューションズ株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、新日鉄住金ソリューションズ株式会社と随意契約を締結するものである。		1,728,000			
		気象庁業務システムの最適化に係る業務支援 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/07	株式会社三菱総合研究所 東京都千代田区永田町2-10-3	気象庁業務システムの最適化に係る業務支援は、気象庁が保有する各種情報システムについて、セキュリティ、業務継続性等の業務要件を確保しつつ、整理・統合等による経費削減や保守・運用監視業務の効率化に向けた検討調査及び報告を求めるものであり、当庁の業務に関する知識のほか、業務システムの最適化をはじめとした業務システムに係る専門的な知識・経験が要求されることから、これらの実行能力の確認のために企画競争手続を行った。 当該手続において、複数の者から企画提案書の提出があり、気象庁本庁企画競争委員会の審議の結果、株式会社三菱総合研究所の企画提案書が特定された。 このため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、株式会社三菱総合研究所と随意契約を締結するものである。		91,584,000			
		集合型GPS高層気象観測システム(釧路他)の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/24	三興通商株式会社 東京都港区浜松町2-7-1	集合型GPS高層気象観測システムは、空中線部、受信部、ゾンデ操作部、気球操作部、システム制御部、データ処理部等多数の機器により構成されており、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成機器の各内部構造、信号処理、機器間インターフェースの詳細及びソフトウェア構造等のシステム全体についての詳細な知識と専門知識が必要であることから、本設備の製作者であるワイサラ社の日本代理店である三興通商株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、三興通商株式会社と随意契約を締結するものである。		12,960,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		GPS観測装置の取付調整 (御嶽山) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/27	株式会社ニコン・トリンプル 東京都大田区南蒲田2-16-2	火山観測を増強するにあたり、噴火直後より観測に適した機動 観測点の調査に当たっており、このたび観測点の策定・地権者へ の許可も含め確定したことに加え、観測点は山岳地域にあり、冬 季には積雪が予測されていることから、一刻も早い設置が必要で ある。 当該観測装置の官給機材に株式会社ニコン・トリンプル製のGP S受信機及びアンテナを使用するため、これらの機器の構成・仕 様を熟知し、取り扱いに習熟している株式会社ニコン・トリンプルを 特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行 う必要があるが、同手続に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令 第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができ ない場合」として、当該機器の構成・仕様を熟知し早急に取付調整 を行うことが出来る株式会社ニコン・トリンプルと随意契約を締結 するものである。		4,914,000			
		雷監視システム秋田検知 局の修理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/29	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	雷監視システムは、全国30か所の空港に設置している検知局と システム運用室、本庁観測現業室及び東京航空地方気象台予報 課に設置している中央処理局で雷位置標定等のデータを作成す るとともに、庁内(ADESS及び航空気象情報提供システム)及び航 空会社へ配信するシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、 設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器のファイル構 成、通信の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な 知識が必要であることから、本設備の製作者である日本電気株 式会社から業務移管されたNECネットエスアイ株式会社を特定法 人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、NECネットエスアイ株式会社と随意契約を締結す るものである。		1,674,000			
		地上オゾン較正装置の点 検調整及びオゾン標準ガ ス発生器の較正 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/10/30	日本サーモ株式会社 京都府宇治市槇島町落合118	地上オゾン較正装置(以降、較正装置という。)は、オゾン濃度計 を較正する装置であり、その構成部品であるオゾン標準ガス発生器 (以降、発生器という。)は、較正装置の基準となるオゾンガスを発 生させる機器である。 本装置は、気象庁の仕様に基づき設計・製作したものであり、汎 用性がない。このため本業務を適切かつ確実に履行するためには、 本装置の構造及び動作並びにデータ処理に係るソフトウェア 等詳細を把握している必要があることから、本装置の製作者で ある日本サーモ株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有 無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったた め、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条 の4第3号の規定に基づき、日本サーモ株式会社と随意契約を締 結するものである。		1,638,900			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		空港気象観測システム等 処理部の設定及び取付調 整他 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/07	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	空港気象観測システムは、航空気象官署に設置し、航空機の安全運航に必要となる空港及び周辺の気象観測を行うとともに、その観測成果を運航関係機関や他システム等に迅速に提供するシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、システム構成機器間の相互接続や内部データの交換等に関する詳細な知識が必要であることから、本システムの製作者である明星電気株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		2,991,600			
		気象情報伝送処理システム(西日本)更新に伴う東 日本設定変更等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/12	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	気象情報伝送処理システムは、24時間365日連続運用する気象庁の業務の根幹を担う重要なシステムであり、障害があってはならない。一方、本システムは気象庁の仕様に基づき、開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本件は運用中のシステムに対して作業を行うものであり、システムに障害を与えることなく、作業を行う必要がある。 このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構成、設定環境を熟知するとともに本システムの接続・設定の変更に必要な技術を有するものに行わせる必要があることから、本システムの整備業者である富士通株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、富士通株式会社と契約を締結するものである。		49,896,000			
		GPS補正解析装置点検調 整及び観測データ品質調 査 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/13	日立造船株式会社東京本社 東京都品川区南大井6-26-3	GPS補正解析装置は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な装置である。 このため、当該装置のハードウェア及びソフトウェアの詳細を熟知すると共に、GPS観測技術に関する深い知識と短時間で的確に作業ができる、本装置の製作及びアプリケーションソフト開発業者である日立造船株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、日立造船株式会社と随意契約を締結するものである。		1,188,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		空港気象ドップラーライ ダーの特殊消耗品の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/13	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	空港気象ドップラーライダーは、シェルター装置からパルス状の レーザ光を空中に発射し大気中のエアロゾル等に散乱された反射 光を受信して、得られたデータから低層ウィンドシアア等を検出し、 その観測結果を運航関係機関等に提供する装置であり、気象庁 の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性 がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、空港気象ドッ プラーライダーの性能・機能・構造について詳細な知識が必要であ ることから、本装置の製作者である三菱電機株式会社を特定法 人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、三菱電機株式会社と随意契約を締結するもので ある。		3,499,200			
		火山灰情報提供システム との接続に伴うスーパーコ ンピュータシステムのネット ワーク設定変更 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/17	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	現スーパーコンピュータシステム(以下、本システムという。)は、 数値解析・予報の処理を行うスーパーコンピュータ並びに関連す る業務処理サーバ、ネットワーク機器等で構成される計算機シス テムであり、「スーパーコンピュータシステム導入手続き」に基づい て国際競争入札に整備し、平成24年度に運用を開始したもので ある。 本件は本システムと平成27年3月に運用を開始する火山灰情 報提供システムを接続するために、必要な設定変更等を本シス テムに対して行うものである。 本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機 能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本シ ステムの整備業者である株式会社日立製作所を特定法人等とし て特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第3号により、株式会社日立製作所と随意契約を締結するもので ある。		2,160,000			
		啓風丸第二種中間検査修 理追加修理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/17	函館どつく株式会社 北海道函館市弁天町20-3	啓風丸第二種及び第三種中間検査修理(以下「本修理」とい う。)は、気象観測船「啓風丸」について船舶安全法に基づく第二 種中間検査及び一般修理を行うものであり、運輸局(JG)及び総 合通信局の検査に必要な準備を行い、検査に合格させ、完全に復 旧することを目的とするものである。 本修理の施工期間中に新たに発見した不具合箇所は、航海に 支障をきたす重大な欠陥であり、本修理の目的である完全復旧が 困難となるため、追加修理は本修理と並行して実施し、本修理の 履行期限までに完工させなければならない。 気象観測船「啓風丸」を他の造船所に移動させて追加修理を行 うことは不経済であり、また施工中の本修理の工程や作業の進捗 を阻害し、限られた工期内の修理完工に支障をきたすことが懸 念される。 このため、本修理を履行期限までに完工させる必要があることか ら、本修理を施工中の函館どつく株式会社と会計法第29条の3第 4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号イにより随意契 約を締結するものである。	1,738,800	1,738,800	100.00		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		フロン・一酸化二窒素観測装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/21	ジーエルサイエンス株式会社千葉営業所 千葉県千葉市中央区新町17-16	フロン・一酸化二窒素観測装置(以下、本装置)は、観測船(凌風丸及び啓風丸)に搭載し地球温暖化ガスであるフロン類と一酸化二窒素の海水中濃度を分析する装置である。 本装置は、気象庁の仕様に基づきジーエルサイエンス株式会社の独自の技術により製作されたものであり、汎用性がない。本業務に必要な構造及び動作等を熟知している必要があることから、本装置の製作者であるジーエルサイエンス株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、ジーエルサイエンス株式会社と随意契約を締結するものである。		1,371,600			
		人事事務システムの改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/21	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	人事事務システムは、人事・給与等事務を適正に処理するとともに、より一層の効率化を図るために導入されたシステムである。本件は、既に運用を行っているシステムに対して、現在の業務に支障を与えないように、また個人情報を取り扱う権限等の複雑な設定について改修を行うものであり、本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの設計・製作者である株式会社TSSソフトウェアを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により株式会社TSSソフトウェアと随意契約を締結するものである。		5,832,000			
		雷監視システム女満別検知局の修理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/27	NECネットエスアイ株式会社 東京都文京区後楽2-6-1	雷監視システムは、全国30か所の空港に設置している検知局とシステム運用室、本庁観測現業室及び東京航空地方気象台予報課に設置している中央処理局で雷位置標定等のデータを作成するとともに、庁内(ADESS及び航空気象情報提供システム)及び航空会社へ配信するシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器のファイル構成、通信の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な知識が必要であることから、本設備の製作者である日本電気株式会社から業務移管されたNECネットエスアイ株式会社と会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		1,782,000			
		RADARSAT衛星データの購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/28	株式会社パスコ 東京都中野区中野4-10-1	海水解析のため、RADARSAT-2衛星に搭載された合成開口レーダーによるオホーツク海周辺の観測データを購入するものである。 当該データは、RADARSAT-2衛星を運用するカナダのMac Donald Dettwiler and Associates(MDA)社から購入する必要があることから、MDA社の日本国内における独占販売契約を締結している株式会社パスコを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続きを行った。 当該手続きの結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、株式会社パスコと随意契約を締結するものである。	11,143,785	11,139,120	99.96		

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		ICカード一時通行証製作 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/11/28	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ 株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	「政府関係者等への攻撃等に対する危機管理体制について」(平成20年12月4日 副大臣協議申し合わせ)により、一定規模庁舎への入退館ゲート等の設置が決められた。 気象庁では、平成21年度末に気象庁本庁舎・札幌管区気象台・仙台管区気象台の3庁舎に入退館ゲート等を整備し、来庁者に対し身分確認後にICカード一時通行証を貸与し入退館ゲートを通行させて入庁することとしている。 本件は、既に運用を行っているICカード発行管理システム等を利用し、現在の業務に支障を与えないようにICカードの製作を行うものであり、本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機能、アプリケーション等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの設計・製作者であるエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号によりエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と随意契約を締結するものである。		1,653,750			
		空港気象ドップラーライ ダーの部品の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/01	兼松エアロスペース株式会社 東京都港区西新橋1-19-4	空港気象ドップラーライダーは、シェルター装置からパルス状のレーザ光を空中に発射し大気中のエアロゾル等に散乱された反射光を受信して得られたデータから低層ウィンドシア等に検出する装置であり、その観測結果は運航関係機関等にリアルタイムに提供されている。 東京国際空港に整備した空港気象ドップラーライダーは、兼松エアロスペース株式会社が受注し、米国ロッキードマーチン・コヒーレントテクノロジーズ社が気象庁の仕様に基づき、開発、設計、製作したものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するために、本装置について日本国内での販売及び修理等を許可されている兼松エアロスペース株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、兼松エアロスペース株式会社と随意契約を締結するものである。	11,673,828	11,664,000	99.92		
		国連防災世界会議におけ る展示装置の製作 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/10	株式会社日展 東京支店 東京都台東区東上野6-21-6	本件は、第3回国連防災世界会議の出席者に気象庁が発表する警報や情報、WMOやUNESCO/IOCの活動等について具体的かつ正しく理解し、防災における気象・地震津波機関の役割をより明確にイメージできるような展示装置を製作するため企画競争手続を行った。 当該手続において、複数の者から企画提案書の提出があり、気象庁本庁企画競争委員会の審議の結果、株式会社日展の企画提案書が特定された。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社日展と随意契約を締結するものである。		11,847,600			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部署の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		名瀬水素ガス供給システム点検整備 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/11	株式会社鈴木商館 埼玉県上尾市平塚73	水素ガス供給システムは、水素ガスを製造、貯蔵し、高層気象観測装置に水素ガスを供給するシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成機器の各内部構造、信号処理、機器間インターフェース及びソフトウェア構造等設備全体についての詳細な知識が必要であることから、本システムの製作者である株式会社鈴木商館を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社鈴木商館と随意契約を締結するものである。		2,462,400			
		屋久島・沖永良部特別地域気象観測所用日照信号変換部他の購入及び取付調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/11	横河電子機器株式会社 神奈川県秦野市首屋500	日照信号変換部は、屋久島及び沖永良部特別地域気象観測所に設置して、日照の観測機器の出力を基に、気象観測情報(観測データ)を作成し、各種定型のデータ形式に変換後、複数の通信形式で気象観測情報を出力するための装置であり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するためには、各機器の内部構造、信号の流れ、処理内容、機器間インターフェース等の詳細な知識が必要であることから、本機器の製作者である横河電子機器株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、横河電子機器株式会社と随意契約を締結するものである。	6,540,145	6,523,200	99.74		
		赤外線熱映像装置の点検・調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/18	加賀ソルネット株式会社 東京都中央区八丁堀3-27-10	赤外線熱映像装置は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な装置である。このため、本装置について熟知し、機器の動作確認及びデータ較正作業等を行う技術と経験を兼ね備えている、製作者である日本アビオニクス株式会社の代理店である加賀ソルネット株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、加賀ソルネット株式会社と随意契約を締結するものである。		1,110,240			
		臨時観測データ等集信装置業務処理ソフトウェア設定変更作業等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/19	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都港区港南1-9-1	臨時観測データ等集信装置は、臨時雨量観測所等の観測データを受信し計算処理を行った上で地域気象観測システム(センターシステム)へ伝送する装置であり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置のソフトウェア等の内容やプログラム構造等について詳細な知識が必要であることから、本装置の製作者であるエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社と随意契約を締結するものである。		1,461,240			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		東京航空地方気象台航空 地上気象観測システム修 理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/19	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	航空地上気象観測システムは、航空気象官署に設置し、航空機の安全運行に必要となる空港及び周辺の気象観測を行うとともに、その観測成果を運航関係機関や他システム等に迅速に提供するシステムである。 東京航空地方気象台の航空地上気象観測システム構成機器であるシーロメーターが経年劣化により障害が発生していることから、航空機の安全運行のため、緊急に修理する必要がある。 本システムは、気象庁の仕様に基づき、明星電気株式会社が設計及び製作したものであり、汎用性がないことから、明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行う必要があるが、同手続に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、本システムを設計及び製作し、本業務を早急に実施できる業者である明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		9,936,000			
		津波データ送信装置(予備 機)等の修理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/19	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	本件は、雷災により故障した津波データ送信装置等の修理調整を行い、当該装置が本来の機能を満たすよう復旧させることを目的とするものである。 津波データ送信装置は、気象庁の仕様に基づき明星電気株式会社にて独自の技術で設計開発・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成及び動作の詳細を把握している必要があることから、本装置の製作者である明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,760,400			
		沿岸波浪観測システム用 データ処理装置等の設定 及び取付調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/19	三興通商株式会社 東京都港区浜松町2-7-1	本件は、沿岸波浪観測システム(以下「本システム」という)を構成する「データ処理装置」と「遠隔制御装置」の更新のため、官給する電子計算機に対し、既存の装置と同等の機能を持つよう設定及び取付調整を行うことを目的とするものである。 本システムは、気象庁の仕様に基づき設計・製作されたものであるため、汎用性がない。このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を把握している必要があることから、本システムの製作者である三興通商株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、三興通商株式会社と随意契約を締結するものである。		2,192,400			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		大気環境観測システムの 購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/19	株式会社関電L&A 大阪府大阪市北区西天満4-8-1 7	大気環境観測システムは、平成20年度に南島島気象観測所に整備し、株式会社関電L&Aから借用しているシステムであり、平成27年1月31日に借用期間満了となる。 本システムは平成31年2月28日まで当該業務で使用する予定であり、平成27年2月1日から平成31年2月28日までの再リース価格と買取価格の費用比較において、買取価格のほうが低額になることから、買取を行うこととした。 このため、株式会社関電L&Aと会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により随意契約を締結するものである。		2,126,930			
		空港気象ドップラーライ ダーのスカナヘッドの修 理 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/24	兼松エアロスペース株式会社 東京都港区西新橋1-19-4	空港気象ドップラーライダーは、シェルター装置からパルス状のレーザー光を空中に発射し大気中のエアロゾル等に散乱された反射光を受信して得られたデータから低層ウィンドシア等を検出する装置であり、その観測結果は運航関係機関等にリアルタイムに提供されている。 東京国際空港に整備した空港気象ドップラーライダーは、兼松エアロスペース株式会社が受注し、米国ロッキードマーチン・コヒーレントテクノロジーズ社が気象庁の仕様に基づき、開発、設計、製作したものであるため、汎用性がない。本業務を適切かつ確実に履行するために、本装置について日本国内での販売及び修理等を許可されている兼松エアロスペース株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第2号により、兼松エアロスペース株式会社と契約を締結するものである。		19,764,000			
		硫黄島千鳥観測点の点検 及び調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2014/12/25	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	硫黄島観測点は、当庁から発表する情報及び防災業務に使用する火山監視のための重要な地点である。 このため、観測機器等のハードウェア及びソフトウェアについて熟知し、本装置の取付・調整を行った業者である明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,296,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		DCP装置の点検調整 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/01/09	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	DCP装置は、震度データの未入電を防ぐため、地上回線が障害となった場合及び震度5弱以上を観測したときに衛星回線を経由して震度データを中樞局装置に伝送するための装置である。本装置により観測・送信されるデータは津波予報業務、震源・震度の情報等に使用されており、業務の性格上、点検調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要がある。 このため、本業務を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構成・動作原理を熟知するとともに、本装置の点検調整に必要な技術等を有する者に行わせる必要があることから、本装置の製作者である明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,944,000			
		高層気象観測データ統合 処理システムの点検調整 及びセキュリティ対策 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/01/09	三菱スペース・ソフトウェア株式会社 茨城県つくば市竹園1-6-1	高層気象観測データ統合処理システムは、高層気象観測実施官署で作成したラジオゾンデ観測データをオンラインで収集し、高層データの品質管理・データストレージ及びデータ配信等の一括管理を行うシステムであり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、本システムの信号処理、機器間インターフェース及びソフトウェア構造等について詳細な知識が必要であることから、本システムの製作者である三菱スペース・ソフトウェア株式会社を特定法人として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、三菱スペース・ソフトウェア株式会社と随意契約を締結するものである。		1,188,000			
		多機能型地震観測装置・ 計測震度計の点検調整 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/01/15	株式会社高見沢サイバネティクス 東京都中野区中央2-48-5	多機能型地震観測装置は、津波災害の軽減を目的として導入された津波地震早期検知網観測局に緊急地震速報の情報発表に対応するために追加整備した装置であり、各地において地震及び震度観測を行っている。また、計測震度計は、震度を客観的かつ迅速に計測することを目的として開発、導入されたものであり、各地において震度観測を行っている。 当該装置により観測・送信されるデータは、津波警報や地震情報の発表等業務に使用されており、業務の性格上、保守点検に際して、当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留めるとともに地震発生等があれば速やかに復旧させる必要がある他、当該装置のハードウェア及びデータ処理機能に悪影響を与えたり、誤データを送信するようなことがあってはならない。 以上のことから、当該装置の機能と仕様の詳細を熟知し、保守点検に際した前述の対応が可能である株式会社高見沢サイバネティクスを特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社高見沢サイバネティクスと随意契約を締結するものである。		1,836,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		航空多機能型地震観測装置のソフトウェア機能強化1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/01/15	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	航空多機能型地震観測装置で観測されたデータは、当庁の発表する緊急地震速報などの地震情報に使用されている他、空港における地震災害時の迅速な初動対応や防災拠点としての空港の維持運営に活用されていることから、本装置のデータ処理機能等に支障が生じることはあってはならない。 このため、本装置及びソフトウェアを設計・制作し、プログラムを熟知している唯一の業者である明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		6,912,000			
		データ受信変換装置の機能強化 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/02	一般財団法人日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	本装置は、CTBTO国内センターから伝送された地震波形データをフォーマット変換し、地震波形データ収集・配信装置へ送信する24時間稼働の装置である。 このため、本装置の構造及びソフトウェア等の詳細を熟知し、関連する装置への影響を最小限に抑えることができる、製作者である一般財団法人日本気象協会を特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、一般財団法人日本気象協会と随意契約を締結するものである。		8,377,106			
		地震シミュレーション装置ほかの改修等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/02	株式会社トータルメディア開発研究所 東京都千代田区紀尾井町3-23	地震シミュレーション装置等は、気象の知識や防災意識の向上を図るために気象科学館に設置しているタッチ式ディスプレイと説明用のディスプレイが連動して動作している特殊な装置である。 本件は、既に動作しているプログラムに対して支障を与えないように改修等を行うものであり、本件を適切かつ確実に履行するためには、本装置の構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本装置の設計・製作者である株式会社トータルメディア開発研究所を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により株式会社トータルメディア開発研究所と随意契約を締結するものである。		3,564,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		空港気象ドップラーライ ダー研修装置の製作 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/02	三菱電機株式会社 東京都千代田区丸の内2-7-3	空港気象ドップラーライダーは、シェルター装置からパルス状のレーザ光を空中に発射し大気中のエアロゾル等に散乱された反射光を受信して、得られたデータから低層ウィンドシア等を検出し、その観測結果を運航関係機関等に提供する装置であり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、当該装置と同様の信号処理等を行える研修用の信号処理装置を製作できる業者である三菱電機株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、三菱電機株式会社と随意契約を締結するものである。		9,936,000			
		航空機採取型温室効果ガ ス観測装置点検調整 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/13	株式会社環境総合テクノス東京支店 東京都千代田区神田東松下町14	航空機採取型温室効果ガス観測装置(以下、本装置という)は、航空機の飛行中に採取した大気試料中に含まれる、二酸化炭素、メタン、一酸化炭素及び一酸化二窒素の濃度を分析し、対流圏中層における温室効果ガスの状況を把握することで、地球温暖化の監視を行うものである。 本装置は、内部構造及び動作原理等について詳細を熟知している業者以外の者が、点検調整を行った場合、本装置の運用に著しい支障が生じる恐れがある。本装置は、装置全般について専門知識が必要であることから、本装置の製作業者である株式会社環境総合テクノスを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき、株式会社環境総合テクノスと随意契約を締結するものである。		1,944,000			
		多機能型地震観測装置の 取付調整等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/17	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	雪崩による機器障害に対応するため、復旧作業の検討、及び代替観測点を設置した場合のデータ有効性等の検証を行った結果、小千谷城内震度観測点に多機能型地震観測装置を設置することが最適であるという結論に至った。 しかし小千谷城内震度観測点には多機能型地震観測装置が設置されていないため、一刻も早くデータの空白域をなくす為には、当庁が保有している明星電気製の機器を設置することである。 当該観測装置の機器の構成・仕様を熟知し取り扱いに習熟している明星電気株式会社を特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募手続を行う必要があるが、同手続に付する時間的余裕がない。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、当該機器の構成・仕様を熟知し早急に取付調整を行うことが出来る明星電気株式会社と随意契約を締結するものである。		1,512,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		地震活動等総合監視システムハードウェアの借用(リース)及び保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/19	NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2-15-3 日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	地震活動等総合監視システムは、一般競争入札により平成20年度に整備したものである。 本システムは、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と借用(リース)及び保守契約(当初の契約期間は平成21年3月1日～平成25年3月31日)を締結している(借用及び保守は、大阪は平成28年2月29日までを予定)。 引き続き当初契約と同様の契約内容により本システムの使用を継続するため、日本電気株式会社及び第三者賃貸方式によりNECキャピタルソリューション株式会社と会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第13条第1項第2号により随意契約を締結するものである。		7,884,000			
		会計事務システムの改修(SEABIS導入に伴う対応) 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/02/26	株式会社TSSソフトウェア 広島県広島市南区出汐2-3-19	会計事務システムは、会計事務の効率的かつ適正な執行のため気象官署の会計機関に整備されたものであり、平成27年4月にSEABISが導入され、会計事務システムと連携をとって双方のシステムで会計事務を行う。 本件は、既に運用を行っているシステムに対して、現在の業務に支障を与えないようにSEABIS導入に伴う改修を行うものであり、本件を適切かつ確実に履行するためには、本システムの構造、機能、仕様等に精通している者に行わせる必要があることから、本システムの設計・製作者である株式会社TSSソフトウェアを特定法人等として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により株式会社TSSソフトウェアと随意契約を締結するものである。		8,170,200			
		吾妻山の衛星画像の購入 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/05	株式会社パスコ 東京都中野区中の4-10-1	合成開口レーダによる地殻変動解析では、植生等の影響を軽減する長波長バンドのレーダによる観測データが必要である。現在運用されている開口レーダ衛星の画像の中で最も解析に適しているのが、Cバンドレーダを搭載したカナダのRADARSAT-2の画像である。 このため、RADARSAT-2の画像について、国内の唯一の総代理店である株式会社パスコを特定法人等として特定し、参加の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社パスコと随意契約を締結するものである。		2,015,820			
		新千歳空港の空港気象ドップラーレーダー保守 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/12	西菱電機株式会社東京支社 東京都港区芝大門1-1-30	空港気象ドップラーレーダーは、飛行場周辺及び航空路周辺における降水域の降水と気流を観測し、得られたデータから降水分布、風速分布及び低層ウィンドシアを自動的に解析し、その結果を航空気象業務及び航空管制業務に利用するための装置であり、気象庁の仕様に基づき開発、設計、製作されたものであるため、汎用性がない。 本業務を適切かつ確実に履行するためには、構成する機器の内部構造、信号の流れ、処理内容、機器間インターフェイスなどの詳細な知識が必要であることから、本装置の製作者である三菱電機株式会社の代理店である西菱電機株式会社を特定法人として特定し、参加者の有無を確認する公募を行った。 当該手続の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、西菱電機株式会社と随意契約を締結するものである。		91,800,000			

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当官等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		噴火速報導入に伴う地震 火山情報伝送装置改修 1 式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/16	日本電気株式会社 東京都港区芝5-7-1	平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火は、登山中の人々を巻き込み、多くの人命が失われる結果を招いた。今回の噴火は、予兆の乏しい、比較的小規模な水蒸気噴火ではあるが、それが、重大な災害をもたらしたことは、現状の火山防災の限界を露呈させたものであり、気象庁の発表した火山情報が登山中の突然の噴火に十分対応できていないということが事実であった。 このことを踏まえ火山噴火予知連絡会に設置された「火山情報の提供に関する検討会」において、早急に対応すべき改善策として、わかりやすい情報提供、情報伝達手段の強化、気象庁と関係機関の連携強化について緊急提言がなされ、その対策の早急な実施が求められている。 気象庁においては、わかりやすい情報提供として、噴火発生を観測事実を迅速かつ的確に登山者等に伝えて、登山者等が命を守るための行動が取れるようにするための「噴火速報」を新設し、夏山登山シーズンの運用開始を目標としている。また、情報伝達手段の強化として、携帯端末の活用を意識した情報内容とするともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整を進めているところである。 これらの対策についてはできるだけ早期に実施し、今後起こり得る火山噴火に備えることが必須となっていることから、緊急に契約を行うものである。 このため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、本装置を整備し、且つ機能改修等を行った経験があり、早急に実施できる業者である日本電気株式会社と随意契約を締結するものである	12,744,000				
		気象情報伝送処理システム の業務処理ソフトウェア 改修等 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/16	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火は、登山中の人々を巻き込み、多くの人命が失われる結果を招いた。今回の噴火は、予兆の乏しい、比較的小規模な水蒸気噴火ではあるが、それが、重大な災害をもたらしたことは、現状の火山防災の限界を露呈させたものであり、気象庁の発表した火山情報が登山中の突然の噴火に十分対応できていないということが事実であった。 このことを踏まえ火山噴火予知連絡会に設置された「火山情報の提供に関する検討会」において、早急に対応すべき改善策として、わかりやすい情報提供、情報伝達手段の強化、気象庁と関係機関の連携強化について緊急提言がなされ、その対策の早急な実施が求められている。 気象庁においては、わかりやすい情報提供として、噴火発生を観測事実を迅速かつ的確に登山者等に伝えて、登山者等が命を守るための行動が取れるようにするための「噴火速報」を新設し、夏山登山シーズンの運用開始を目標としている。また、情報伝達手段の強化として、携帯端末の活用を意識した情報内容とするともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整を進めているところである。 これらの対策についてはできるだけ早期に実施し、今後起こり得る火山噴火に備えることが必須となっていることから、緊急に契約を行うものである。 このため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、本システムを設計・開発し業務処理ソフトウェアの構成等を熟知し、本件を早急に実施できる業者である富士通株式会社と随意契約を締結するものである。	51,537,200				

案件番号 (削除)	案件番号 (修正)	物品役務等の 名称及び数量	契約担当等の氏名 並びにその所属する 部局の名称及び所在地	契約を締結し た日	契約の相手方の称号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文 及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数 点第3位を四 捨五入)	再就職 の役員 の数	備考
		特別警報変換配信システムの調達 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/16	株式会社NTTドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火は、登山中の人々を巻き込み、多くの人命が失われる結果を招いた。今回の噴火は、予兆の乏しい、比較的小規模な水蒸気噴火ではあるが、それが、重大な災害をもたらしたことは、現状の火山防災の限界を露呈させたものであり、気象庁の発表した火山情報が登山中の突然の噴火に十分対応できていないということが事実であった。このことを踏まえ火山噴火予知連絡会に設置された「火山情報の提供に関する検討会」において、早急に対応すべき改善策として、わかりやすい情報提供、情報伝達手段の強化、気象庁と関係機関の連携強化について緊急提言がなされ、その対策の早急な実施が求められている。気象庁においては、わかりやすい情報提供として、噴火発生を観測事実を迅速かつ的確に登山者等に伝えて、登山者等が命を守るための行動が取れるようにするための「噴火速報」を新設し、夏山登山シーズンの運用開始を目標としている。また、情報伝達手段の強化として、携帯端末の活用を意識した情報内容とするとともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整を進めているところである。これらの対策についてはできるだけ早期に実施し、今後起こり得る火山噴火に備えることが必須となっていることから、緊急に契約を行うものである。このため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、3通信事業者の緊急速報メール及びエリアメールの仕組みに精通し、早急に実施できる業者である株式会社NTTドコモと随意契約を締結するものである。	108,003,900	108,003,900	100.00		
		気象庁ホームページ表示機能改修 1式	支出負担行為担当官 気象庁総務部長 鈴木 昭久 気象庁 東京都千代田区大手町 1-3-4	2015/03/16	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1-6-27	平成26年9月27日に発生した御嶽山の噴火は、登山中の人々を巻き込み、多くの人命が失われる結果を招いた。今回の噴火は、予兆の乏しい、比較的小規模な水蒸気噴火ではあるが、それが、重大な災害をもたらしたことは、現状の火山防災の限界を露呈させたものであり、気象庁の発表した火山情報が登山中の突然の噴火に十分対応できていないということが事実であった。このことを踏まえ火山噴火予知連絡会に設置された「火山情報の提供に関する検討会」において、早急に対応すべき改善策として、わかりやすい情報提供、情報伝達手段の強化、気象庁と関係機関の連携強化について緊急提言がなされ、その対策の早急な実施が求められている。気象庁においては、わかりやすい情報提供として、噴火発生を観測事実を迅速かつ的確に登山者等に伝えて、登山者等が命を守るための行動が取れるようにするための「噴火速報」を新設し、夏山登山シーズンの運用開始を目標としている。また、情報伝達手段の強化として、携帯端末の活用を意識した情報内容とするとともに、具体的な伝達方法について関係する事業者と調整を進めているところである。これらの対策についてはできるだけ早期に実施し、今後起こり得る火山噴火に備えることが必須となっていることから、緊急に契約を行うものである。このため、会計法第29条の3第4項及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条第1項第5号の「緊急の必要により競争に付することができない場合」として、本システムを設計・開発し業務処理ソフトウェアの構成等を熟知し、本件を早急に実施できる業者である株式会社日立製作所と随意契約を締結するものである。		46,170,000			